

事務連絡
令和7年6月26日

各 { 都道府県 防災担当部局
都道府県 水道行政担当部（局）
国土交通大臣認可 水道事業者 } 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
国土交通省水管理・国土保全局水道事業課水道計画指導室

発災時における生活用水の確保を円滑に行うための
防災担当部局と水道事業者の事前防災にかかる連携について

令和6年能登半島地震では、水道が甚大な被害を受け、飲料水の他に、トイレや入浴、避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などに欠かせない「生活用水」の確保が困難となりました。

このことから、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」（令和6年11月中央防災会議 防災対策実行会議 令和6年 能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）において、各関係機関は、応急給水活動状況や給水ニーズ、応急給水先の情報を共有し、応急給水支援を行う体制を構築すべきである旨、指摘されているところです。

これを受け、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（令和6年12月改定）内閣府（防災担当））において、市町村等は、平時からタンク、貯水槽、防災井戸等の整備に努めておき、衛生的な水を継続的に確保することとされております。

つきましては、防災担当部局及び水道事業者において、発災時における生活用水の確保を円滑に行うため、事前防災に係る連携について、下記の事項を踏まえて対応を進めていただくようお願いいたします。

また、各都道府県におきましては、貴管内の市区町村防災担当部局及び都道府県知事認可の水道事業者に本件を周知いただくとともに、事前防災にかかる連携について検討が進むよう支援をお願いいたします。

記

1. 発災時における水の確保において、飲料水の確保や、被災者がトイレ、入浴、洗濯等で利用する生活水の確保は重要であり、それに備えて、平時から、地方自治体内において、避難生活支援を担う防災担当部局と応急給水を実施する水道事業者（以下「両部局」という）との間で事前防災について、連携を図ることが重要であること。

2. 具体的には、両部局で連携して、水道事業者が発災時の応急給水先とする、避難所や支援拠点（「在宅・車中泊避難者の支援の手引き」34頁参照）を平時から決めておくことが適当であること。

両部局は、避難所や支援拠点の関係部局と連携して、水道事業者の応急給水を行うための体制を事前に構築することが重要であること。その際、発災時に、水道事業者の応急給水先となる避難所や支援拠点において、給水車の稼働効率を高めるため、給水車からの給水を一時的に貯める仮設水槽等を平時から用意しておくことが適当であること。

発災時における効率的な応急給水のため、水道事業者が避難所や支援拠点で利用可能な防災井戸等の水源の情報を把握していない場合には、防災担当部局は可能な範囲で当該情報を水道事業者に共有することが適当であること。

水道事業者は、平時より、水道の危機管理マニュアル等で設定した被害想定に基づく水道の復旧期間等を防災担当部局に共有するとともに、応急給水に必要な給水車等を配備しておくことが重要であること。

なお、水道事業者が、給水車等により飲料水として避難所に応急給水した水については、利用者の判断で供給時から生活水として利用することも可能であること。

3. 防災担当部局は、避難生活における良好な生活環境の確保のため、避難所や支援拠点でトイレ等が利用できるよう、発災後の生活水の確保・供給に平時から努めることが重要であること。

なお、災害救助法は発災後の対応が対象となるため、事前対応となる仮設水槽の購入は対象とならないこと。

4. 防災井戸の登録制度の活用や新規の井戸整備等について、防災担当部局が担当する場合は、「災害時地下水利用ガイドライン」（令和7年3月 内閣官房水循環政策本部事務局、国土交通省水管理・国土保全局水資源部）を参考にされたい。

水道事業者が給水車の追加配備を行う場合は、国土交通省が所管する防災・安全交付金の基幹事業である、水道総合地震対策事業の活用が考えられること。加えて、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業（仮設水槽の整備等）を実施する場合は、同交付金の効果促進事業の活用が考えられること。

また、水道事業者における給水車等の整備については、令和7年度から創設される公営企業債（防災対策事業）の活用が考えられること。

以上

〈連絡先〉

- 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
TEL 03-3501-5191（直通）
- 国土交通省水管理・国土保全局水道事業課水道計画指導室
TEL 03-5253-8111（代表）（内線 34-433）